松江市官民境界確認事務取扱要綱

（趣旨）

1. この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市が路線の認定を行い管理している道路及び松江市普通河川道路管理条例（平成17年松江市条例第322号）に定める普通河川道路（以下「道路等」という。）における官民境界確認事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（確認事務の範囲）

1. 官民境界確認事務は、道路等に隣接する土地所有者から申請があった場合又は、市長が必要と認める場合において、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（確認の申請）

1. 官民境界確認の申請ができる者は、申請地の登記記録上の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において市長が認めたときは、当該各号に定める者が申請を行うことができる。

(1)登記記録上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合　所有権を取得している者（売買契約書、土地売渡承諾書その他の所有権を証する書面を添付する者に限る。）

(2)登記記録上の土地所有者が遠隔地に居住し、又はその他特別な事由により申請ができない場合　土地所有者が委任した者（委任者の記名押印した委任状（様式第1号）を添付する者に限る。）

(3)登記記録上の土地所有者が死亡している場合　相続人（相続を確認できる書類（戸籍謄本等）及び申請者の住民票を添付する者に限る。）。この場合において、相続人が複数である場合には、原則として連名で申請するものとする。

(4)登記記録上の土地所有者が未成年者等の場合　法定代理人（法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を添付する者に限る。）

（申請の手続）

1. 官民境界確認の申請者は、官民境界確認申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる図書を添付し、市長に1部を提出するものとする。

(1)位置図　縮尺は、5,000分の1から10,000分の1までとし、地図に申請箇所を朱書きで表示したもの

(2)案内図　縮尺は、500分の1から1,000分の1までとし、周辺の地形、縮尺、方位、建物その他主要な地上物件を記入した図面に申請箇所を朱書きで表示したもの

(3)公図の写し　法務局備付けのものとし、申請箇所及びその隣接地全部を転写したものに申請箇所を朱書きで表示すること。この場合において、申請地が公図と公図にまたがるときは、両方の公図の写しを添付し、合成図を作成すること。

(4)土地登記事項要約書　申請地、隣接地、対側地その他官民境界確認に関係する土地全てについて添付すること。

(5)地積測量図　申請地、隣接地、対側地その他官民境界確認に関係する土地の法務局備付けの地積測量図を添付すること。

(6)実測平面図・横断面図　縮尺は、おおよそ100分の1から500分の1までとし、周辺の地形及び地上物件を記入した図面に申請箇所の現況を表示し、申請者の主張する境界線を朱書きで表示するとともに、次に掲げる事項を記入し、記名押印すること。

ア　字名及び地番（申請地、隣接地及び対側地）、地目、市道路線名、求積図、求積表、縮尺、方位及び境界標種別（コンクリート杭、金属プレート等）

イ　作成者の資格（職）、氏名、測量年月日及び作成年月日

(7)写真　申請地を含む一帯の写真に申請箇所を朱枠で表示し、案内図又は実測平面図に撮影方向を明記すること。

(8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（現地立会）

1. 現地立会は、原則として申請者（その代理人を含む。）及び隣接地等（幅員がおおむね4ｍ未満の道路に隣接する申請地にあっては、対側地を含む。）の土地所有者により行うものとする。この場合において、隣接地等の土地所有者が同日立会できない場合は、申請者は、その者と事前に立会し、隣接地との境界を明示しておかなければならない。

２　市と申請者が立会により相互間の官民境界を確認し、第7条の規定による確認図を作成するとともに、申請者は、申請地に境界標（コンクリート杭、金属プレート等）を設置するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、第6条に規定する官民境界確認書を取り交わした後に境界標を設置することができる。

３　申請地に境界標を設置できない場合において、申請者は、原則として官民境界を座標により管理し、申請地に境界が復元できるようにしておかなければならない。

（官民境界確認書）

1. 市と申請者は、官民境界を確認した後に、官民境界確認書（様式第3号）を取り交わすものとする。

２　登記記録上の土地所有者と異なる者と官民境界確認書を取り交わす必要がある場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1)申請者の現住所が登記記録上の住所と異なっている場合　住所異動を確認できる書類（住民票、商業登記事項証明書等）を添付すること。

(2)登記記録上の土地所有者が死亡している場合　相続を確認できる書類（戸籍謄本等）及び申請者の住民票を添付すること。この場合において、相続人が複数である場合には、原則として連名で官民境界確認書を取り交わすものとする。

(3)登記記録上の土地所有者が未成年者等の場合　法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を添付すること。

(4)登記記録上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合　売買契約書、土地売渡承諾書その他の所有権を証する書類を添付すること。

（確認図）

1. 申請者は、官民境界を確認した後、速やかに交付希望部数に1を加えた数の確認図を作成しなければならない。

２　申請者は、前項の確認図の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意して作成しなければならない。

(1)確認図は、第4条第6号の規定により作成された実測平面図及び横断面図に、光波測量により座標求積した基準点、各測点(各境界点)の座標値を記入し、申請地に境界の復元が可能なものとすること。この場合において、確認図が2葉以上にわたる場合は、割印をすること。

(2)道路等と申請地の境界線は、朱線で表示し、点間距離を明記すること。

(3)申請地と隣接する土地の境界線及び境界点を表示すること。

（隣接同意）

1. 官民境界確認書には、申請地に隣接する土地所有者の同意書（様式第4号）を添付しなければならない。

２　前項の土地所有者の同意書には、確認図と同じ図面を添付し、隣接地所有者が自筆で同意する土地の所在、住所及び氏名を記入の上、押印するとともに、同意書と確認図に割印をしなければならない。

３　登記を目的とする官民境界確認申請において、隣接の筆界確認書及び印鑑証明書の写しを添付した場合は、第1項に規定する同意書に替えることができる。

４　第1項に規定する同意書のほか、申請地の対側地の土地所有者の同意書を添付するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

（申請書の返却）

第9条　申請書の返却は、申請者による取下げの申出があった場合に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が申請者に対し、申請書を返却するものとする。

(1)申請者が申請地の権限がない場合又は権限がなくなった場合

(2)申請者が申請地の土地所有者の委任を受けていない場合

(3)申請地付近の現況が公図と相違している場合

(4)申請地と隣接地が土地について係争中の場合

(5)隣接地の土地所有者の境界同意が欠けている場合

(6)官民境界線について確認の合意に至らなかった場合

(7)申請者に対して確認の合意前に提出を求めた図書等を相当期間経過後（おおむね3か月連絡がない場合）も提出しない場合

(8)官民境界確認申請書の提出後、3年経過後も官民境界確認書を提出しない場合

（事務の代理）

第10条　行政書士等が申請者に代わって事務の全部又は一部を代理する場合には、委任範囲を明確にした委任状を提出することにより、委任状に記載の事務を行うことができるものとする。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、道路等の官民境界確認に必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年８月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年９月３日から施行する。